

今月の  
テーマ：気候訴訟

2025年9月 Vol.33 No.9



# 環境と文明

認定 NPO 法人 環境文明 21 会報



## 黙ってはいけない！？

藤村 コノエ

この夏は本当に「レベルの違う暑さ」が続き、「暑い！！」という言葉しか出ない毎日でした。加えて、前半は東北や新潟などで雨不足による渇水でコメの生育、野菜や家畜の生産量が落ち、後半は熊本や能登でまたもや豪雨被害が出るなど、異常気象による被害が続出。こうした状況が今年だけでなく今後も長く続くと思うと、危機感は増すばかりです。

気候問題は科学の問題であると同時に、政治の問題と言っても過言ではありません。しかし、現状は既に災害の域に達していると言われる中で行われた参院選では、気候問題はほとんど争点にならず、その後も自民党のごたごたが続く中で、酷暑にあえぐ国民の苦しみへの対応はほとんど見られず、語られることさえありません。それどころか、日本政府は一応気候政策を打ち出していますが、その一方で、温暖化をますます加速させてしまう政策も着々と進めています。例えば、関税交渉のさなか、エネルギーの安定供給や供給源の多様化、価格の安定化などの目的から、ア

メリカ産 LNG(液化天然ガス)の大量輸入に合意。その合意を受け JERA(東電と中部電力の共同設立会社)は早速 20 年間にわたり年間最大 550 万トンの LNG を購入するそうです。

また野党は、ガソリン減税法案を通すことに躍起です。暫定税率がなくなればガソリン価格が安くなり、車利用が必須の人にとっては良いことですが、価格が安くなれば、安易に自動車を利用するようになり、結果的に CO<sub>2</sub> は増えてしまいます。

さらに、発電所や工場から排出された CO<sub>2</sub> を分離・回収して地中深くに貯蔵する CCS 事業推進法が昨年可決され、高コストの負担や事故リスクも事実上政府が負う形で、環境アセスメントも行われないうちに、事業が各地で進められています。しかし、事故が起きれば温暖化を一気に加速させるだけでなく、その被害は地域住民に及ぶことは明らかです。

一方マスメディアも、各地の被害は報道しますが、その原因が温暖化であることや、そもそもの要因を追究し、解決に必要なことを報じるメディアはほとんどありません。SNS

では、いまだに温暖化の原因は CO<sub>2</sub> ではないなどという科学的根拠のない誤情報が大量に拡散され、温暖化よりも経済の壊滅の方が心配という声もあります。しかし、経済活動は健全な環境があってこそ成り立つもので、温暖化がさらに深刻化すれば社会・経済活動自体が成り立たないという、この夏の酷暑・豪雨が示す現実を、この人たちはどう考えているのでしょうか。SNS 情報を得る人が増えていますが、それよりは情報の信頼性はある程度保証されているはずのマスメディアで、現在の気候危機の原因をその背後も含めて、冷静に科学的に、深く切り込んで伝えることが報道の使命のはずです。

先月末 NHK で「膨張と忘却～理の人が見た原子力政策」という番組が再放送されました。1990 年代から長年、国の原子力政策に科学史家としてかかわってきた故吉岡齊九州大学大学院教授が残した膨大な未公開資料に加え、NHK が独自に入手した内部文書や関係者の証言をもとに、国の原子力政策の裏側に迫った番組です。

番組では、核燃料サイクル施設「もんじゅ」が繰り返される事故や隠ぺいにもかかわらず継続され結果的に 19 兆円が投入された経緯や、原子力長期計画会議が事前の内部調整で「結論ありき」で進められていた経緯なども紹介され、それに対して吉岡氏は「原子力長期計画委を貫く無責任の思想」と断じ、合理的政策決定とは程遠い、無意味な会議が続けられていたとメモに残しています。また吉岡氏を支持した若手官僚（後に左遷）と議員との生々しいやり取りも紹介されていましたが、吉岡氏は、原子力政策は「利益政治」そのものであり、経産省・電力業界・政治家・自治体の有力者が何らかの利益配分を受けられる限り、原子力事業は膨張し、国民の痛みの上に成り立つとも述べています。

その後、岸田前政権が原発回帰の方針を打

ち出し、最近では関西電力が脱炭素を理由に、美浜原発の敷地内で廃炉が予定されている原発に代えて次世代型原発の新設を目指すなど、今も「利権政治」が続いているようです。

一方温暖化政策に関しても、これ程までとは思いたくありませんが、政治家や政府が「まっとうな気候政策」を打ち出せない背景には同様の構造があるように思いますし、この猛暑で多くの国民や第一次産業、さらに外で働く人々や子ども達にも耐えがたい影響を及ぼしているにもかかわらず、政治家や政府が本気でこの問題に取り組まない理由もそこにつながると思われます。

そうした中、私たち市民はただ黙っているだけでいいのでしょうか。

私たちも、過剰なエネルギー使用や無駄な消費により CO<sub>2</sub> を排出しており、省エネや消費そのものを見直す必要があります。しかし、一方で温暖化を個人の問題にとどめず、もっと声を上げ、メディアには政策の裏側まで伝えるよう強く要請し、政治家や政府を動かしていくことが必要ではないでしょうか。

その一つの手段として、今月は気候危機に関する訴訟を特集しました。温暖化は、かつての公害のように被害者と加害者が明確ではなく、「すべての人が加害者であり被害者」ですが、責任の大きさには差異があるはずですが、そして、猛暑や豪雨により私たちの生命・財産の危機が迫っている昨今、重大な責任があるにもかかわらずこの危機に真摯に向き合おうとしない政府、危険と隣り合わせの原発や石炭火力発電を続ける電力会社などに対して、訴訟という手段で戦う人たちも出ています。そして、それを強力にあと押しする国際司法裁判所の勧告的意見も出されました。争いをあまり好まない日本人ですが、この危機に対して、せめて声を上げ、訴訟を応援する時期に来ているのではないのでしょうか。

# 国際司法裁判所が明らかにした「気候変動に関する国の責任」 — 日本の対策も見直しが必要に —

ながれ

浅岡 美恵 (あさおか みえ/弁護士、特定非営利活動法人 気候ネットワーク 代表理事)

## ●国際司法裁判所の歴史的意見

2025年7月23日、国際司法裁判所（ICJ）は、「気候変動に関する国家の義務」と題する、全員一致による勧告的意見（A/RES/77/276）を発表した。喫緊の世界共通の課題である気候変動に世界が対応していくための法的整理を行ったもので、歴史的と評する声が続いている。

今回の140頁に及ぶ意見は、バヌアツなど100カ国以上の共同提案による、2023年3月に国連総会で採択された質問に答えたものである。140カ国からの意見書面や弁論を経て、歴代のIPCC議長から意見を聴取したことも記されている。この壮大な取組は、気候変動の甚大な被害に見舞われている南太平洋の小島嶼国の若者たち（World's Youth for Climate Justice）が取り組み、バヌアツ政府を動かし、さらに各国を説得して、国連総会決議をもたらしたものであった。グテーレス事務総長は「若者たちの勝利」と称えた。

国連のウェブTVを通して世界が注視するなか、現所長である岩澤雄司氏は2時間に亘って読み上げ、静かに退出した。そして本意見は、世界最高の司法機関の権威ある判断として、世界に浸透していこうとしている。

## ●国際司法裁判所への質問とは

国連総会からICJに寄せられた質問は、  
1. 国家及び現在及び将来の世代のために、人為的な温室効果ガス（GHG）排出から気候システムや環境を確実に保護するための国家の義務は何か。  
2. これらの義務の下で、国家が、その行為および不作為によって気候システムおよび環境のその他の部分に重大

な損害を与えた場合、a)小島嶼開発途上国など、特に気候変動の悪影響に特に脆弱な状況にある国、b)気候変動の悪影響を受ける現在および将来世代の人々と個人に対する責任、というものである。

この質問は、温室効果ガス的人為的排出によって地球規模で地球温暖化による気候変動の被害が顕在化しているなか、過去に大量に温室効果ガスを排出し、今も排出している国々を念頭に、海面上昇で国の存亡がかかる小島嶼国や干ばつが進むアフリカの国々など、とりわけ深刻な気候変動の影響にさらされている国々が、国際法の国家の義務を問い、救済を求めようとするものである。

## ●勧告的意見の基本的視点

今回のICJの意見は広範で多岐にわたるため、ここでは日本にとって重要な部分に注目してみたい。

まず、本意見は、IPCCの報告書を「気候変動の現認、性質、結果に関する入手可能な最良の科学を構成するもの」と位置づけ、「地球温暖化による気候変動の影響は深刻かつ広範囲に及び、あらゆる生命体と地球の健康を脅かす、惑星の存亡にかかる緊急性のある問題」ととらえている。

その上で、気候変動はさまざまな人権の享有を著しく損なうものと認め、環境権と人権との相互関係を、クリーン（清浄、清潔とも訳されている）で健康的で持続可能な環境は多くの人権を享受するための前提条件と整理した。そして、気候系の保護のために適切な措置を講じる義務はパリ協定に参加していない国を含むすべての国の法的義務であると断

じている。根拠法として、気候変動枠組み条約やパリ協定、人権に関する条約に加えて、国際慣習法をあげ、これを重視している。

### ●国の義務の第1は1.5°C目標を実現するための緩和措置（排出削減）

今回の意見で最も重要なのは、パリ協定の温度目標は「1.5°C」であるとし、COP26（2021年）決定で上書きされたことを明らかにしたことは重要である。IPCCが示すとおり、世界の平均気温はその累積排出量と比例関係にあり、温度目標が定まれば、世界の排出削減の経路も自ずと定まる。各締約国のNDC（国が決定する貢献）は、1.5°C目標を実現に向けて温室効果ガス濃度の安定化という全体目標の達成を確保するものでなければならない、その策定にあたっては相当な注意（due diligence）を払う必要があるとした。さらに、「その締約国が達成できる最高水準の野心」を反映しなければならないこと、時間の経過とともにより厳しいものになる必要があること、デューデリジェンスの基準は厳しいものと繰り返し強調し、COP28の決定で、2019年比2030年までに温室効果ガスを43%、2035年までに60%削減すべきとのIPCCが示した目標が記載されたことをあげている。この視点に照らせば、日本のNDCは見直しが必要となるであろう。

### ●企業の義務

ICJは、こうした国の緩和義務の措置の対象に民間事業者の活動の規制、立法、行政措置などが含まれるとしたことは重要である。さらに、規制の実施を確保するための効果的な執行・監視メカニズムも必要とした。これらのなかには化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料の探査許可の付与、化石燃料補助金の提供を含むと明記し、環境影響評価も

対象となりうるとされている。

### ●義務違反の帰結

義務の不履行は不法行為を構成する。その帰結として、国家は不法行為を止めることはもとより、事案によっては損害賠償が認められることも示唆した。不法行為と損害との間に「十分に直接的かつ確実な因果関係」の存在が必要とはされているものの、気候変動の文脈においてはこの原則課題の適用に十分な柔軟性があるとの見解を加えている。国や企業に対する訴訟の増加を予測する声もあがっている。

勧告的意見とは、国連総会などからの質問に対して、国際司法裁判所が提出する法的解釈であり、その見解がそのまま国際的な法となるわけではない。しかし、世界で最も権威のある裁判所の見解が国際連合および付属機関の行動指針となり、各国の気候変動対策を強化し、気候訴訟の指針となっていくべきものである。そもそも、今回の意見の前に提起された国や企業の排出削減目標の引き上げを求める訴訟などで、各国の国内の最高裁判所を含む同様の判断が多く示されている。2024年5月には国際海洋法裁判所が、直前にも米州人権裁判所が勧告的意見を出していた。司法の判断はほぼ、確立していたともいえるであろう。

他方で、具体的救済を求める声が実現するには、なお、いくつかの法的課題が残されている。若者世代や未来世代への踏み込みがないとの声もある。しかし、今回のICJの意見をもって、気候変動の気候危機回避への法的道筋は定まったといえるだろう。

参照：ICJ プレスリリース

The Court gives its Advisory Opinion and responds to the questions posed by the General Assembly, 勧告的意見の暫定和訳を掲載 (<https://kiconet.org/content/38281>)

# 国際司法裁判所勧告的意見の気候訴訟への影響

ながれ

明日香 壽川 (あすか じゅせん/東北大学 環境科学研究科 特任教授・名誉教授)

2025年7月23日、オランダ・ハーグにある国際司法裁判所（ICJ）は、気候変動に関する国家の義務および義務違反の法的帰結に関する勧告的意見（以下、ICJ勧告的意見）を発表した（ICJ 2025）。このICJ勧告的意見は、ハーグを舞台に、各国政府関係者、世界中の法学者、市民社会が活発に関与した2年間にわたるプロセスの集大成であり、発表の場には国連総会議長や各国代表が出席し、世界各都市でライブ配信された。

ICJ勧告的意見は、結果的に日本政府のほぼ全ての主張および日本のこれまでの気候訴訟の判決を否定した。多くの市民団体や法律家グループは、「ゲーム・チェンジャー」などの表現で極めて好意的に受け止めており、国や企業の不法行為を問う気候訴訟が世界中で増大すると予想される。

本稿では、このICJ勧告的意見が、今後の日本での気候訴訟に与える影響について4つの論点ごとに述べる。

## ①原告適格

これまでの日本での気候訴訟において、国や企業を相手取った原告は、「人が安定した気候を享受する権利は人権であり、それが侵害された場合は人権侵害にあたる」と主張してきた。しかし、日本の裁判所はこのような考え方を否定し、気候変動による被害を人権侵害と認めず、ゆえに原告適格も認めなかった（日本では、環境保全の利益を守るために、環境団体等が裁判を起こすことも認められていない）。

実際に、2017年に筆者が関わった仙台での石炭火力発電所差止訴訟では、裁判長に

よって、気候変動問題は最初から争点から外され、大気汚染問題のみが争点となった。

しかし、今回のICJ勧告的意見は、気候変動の被害を受けることは人権問題であり、「清潔で健康的で持続可能な環境への権利」が、基本的人権を実効的に享受するための不可欠な前提として、気候変動の被害を受けない権利を他の基本的人権とも結びつけた。したがって、今後は気候訴訟において原告不適格という判断を裁判官が下すのは困難になると思われる。また、ICJ勧告的意見は、責任不履行や不法行為の法的帰結として、賠償の可能性についても示した。

## ②温室効果ガス排出削減数値目標（NDC）

### の野心度

現在、日本の環境法律家などによって、日本政府を被告とする気候訴訟が計画されている。重要な論点の一つとなると予想されるのは、「日本政府のNDCがパリ協定の1.5℃目標と整合しているかどうか？」である。この問題は、実質的には「世界全体のカーボン・バジェットの各国への分配問題」と言い得る。これまで日本政府は、カーボン・バジェットの分配に関する国際的な指標やルールは存在せず、NDCは国家の裁量で勝手に決められると主張してきた。しかし、ICJ勧告的意見は、国家に絶対的な裁量権はなく、かつ分配の指標として、共通だが差異のある責任と能力、公平性、蓄積・歴史的排出量、一人あたり排出量、発展段階、予防原則などを考慮するべきとした。

具体的に日本の文脈で述べると、2024年後半から2025年年初にかけての日本のNDC

(2035目標) 策定プロセスにおいて、日本政府は3つの温室効果ガス排出経路を提示し、いずれも1.5℃目標に沿っていると「勝手に」主張し、一部の審議会委員は、その根拠として世界全体のカーボン・バジェットを「限界削減コスト均等」で日本に分配すると1.5℃目標に沿っていることになることを主張した。ICJ勧告的意見によって、これらの主張はすべて否定あるいは無効化されたことになる。

### ③化石燃料補助金

日本政府は、容量市場や長期脱炭素電源オークションと呼ばれる制度を導入している。しかし、これらによって大規模火力電源へ多額の補助金が渡っている。国際エネルギー機関(IEA)が「1.5℃目標達成には、先進国は2035年までに化石燃料発電を廃止する必要がある」とする中、ICJ勧告的意見は、化石燃料発電への補助金などを国際的な不法行為と位置付けた。これは日本の政策の不法行為性が示されたことを意味する。

### ④被害・加害の立証

訴訟においては、一般的に、賠償責任などを伴う被害・加害関係を具体的に被害者側が立証する義務がある。これは気候変動問題のような排出源が多岐に渡り、かつ将来にもわたる因果関係の決定が容易ではない問題に対しては高いハードルであった。このような中、ICJ勧告的意見は、気候変動被害と温室効果ガス排出の責任を「科学的」に明らかにするのは可能とした。

しかし、ここは少し弱いと言うか、少し曖昧な書き方をしているように筆者には思える。そうは言っても、ICJ勧告的意見は、前述のように「化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料炭素許可の付与、または化石燃

料の補助金供与」を国際法上の不法行為として明記しているため、そのような事実と現在および歴史的排出量の大きさなどで、「科学的」に因果関係や責任を立証できる可能性がある。また、ICJ勧告的意見は、自国企業の排出を制限するのに十分に必要な規制措置をとっていない場合も国の不法行為と見做し、予防原則の重要性とともに未来世代への責任も明示的に示した。すなわち、様々な形で国や企業の責任を問う道筋(ロードマップ)をICJ勧告的意見は提供している。

以上のようなICJ勧告的意見に対して日本の司法がどのように反応するだろうか? 日本の裁判官がしばしば却下理由とする「社会的通念として温暖化問題は深刻な問題にはなっていない」という認識は変わるのだろうか?

予断は許さないものの、気候変動対策および国際法遵守という二つの意味で好ましくないシナリオは、「単なる意見でしかない」「国際法を守らない国は他にもある」と日本の裁判所が開き直って、ICJ勧告的意見を見做ることである。

しかし、世界では気候訴訟が増大し、国連の主要な司法機関であるICJの勧告的意見に沿った政策や判決が増えることは十分に予想される。そうなった場合、日本の裁判官が持つ「社会的通念」のガラパゴス化はますます加速し、国際法を見做する「無法者」というレッテルも貼られるだろう。今、歴史のどちら側にいるかが問われている。

#### <参考文献>

・ICJ (2025) Obligations of States in respect of Climate Change – The Court gives its Advisory Opinion and responds to the questions posed by the General Assembly, July 23, 2025.

<https://www.icj-cij.org/case/187>

気候ネットワークによる全文和訳は下記

[https://kikonet.org/kiko/wp-content/uploads/2025/08/20250820\\_icj\\_advisoryopinion\\_kiko.pdf](https://kikonet.org/kiko/wp-content/uploads/2025/08/20250820_icj_advisoryopinion_kiko.pdf)

# 気候訴訟の世界的動向

ながれ

森 秀行 (もり ひでゆき / 環境文明 21 アドバイザー)

UNEP は、「グローバル気候訴訟報告書」を 2023 年に取りまとめた。これは、2017 年、2020 年に続く 3 回目のレポートであり、米国コロンビア大学のサビン気候変動センターと共同で取りまとめられた。本稿は、その報告書とその後 2024 年、2025 年にロンドンスクールオブエコノミクスが作成した気候訴訟の「スナップショット」報告書、その他の関連情報なども織り込んで、アップデートした内容を取りまとめたものである。

まず、新たに提訴された訴訟件数は 23 年には 230 件、24 年には 224 件で、累計の訴訟件数は 2024 年末で 2967 件となった。米国での件数が圧倒的に多く 7 割程度を占めるが、オランダ、ドイツ、英国、豪州などでも活発に提訴されてきた。最近では、ブラジル、南アフリカ、インドネシアなど途上国にも広がってきている。さらに、原告も多様化が進み、若者・子供や女性、先住民などに加え、NGO や地方政府が政府や企業を訴える例も増えてきている。

気候変動訴訟は、政府や企業に対して気候変動への実効的な対応を迫る有力な手段に浮上ってきている。裁判所は、国際協定、国内法、憲法上の義務の履行を市民や地域社会が求める場として、ますます重要視されている。報告書は、法の支配の促進、司法へのアクセスの確保、そして環境被害に関し国家主体などに責任を問う上で、訴訟が果たす重要な役割を強調している。

近年では、訴訟の対象は温室効果ガスの排出削減にとどまらず、気候変動への適応、損失と損害、移住や避難、さらには気候被害への不作為に起因する人権侵害などにも広がっ

ている。報告書は、これらの取組は、国内および国際的な気候ガバナンスの形成に影響を与えるとともに、環境に関する意思決定への市民参加を強化していると指摘している。

報告書は気候訴訟を、以下の通り 6 つの類型に分類している。

- (i) 人権に基づく訴訟: 気候変動が、生命・健康・食料・水・環境への権利などの基本的人権を侵害していると主張する訴訟。特に欧州、中南米、南アジアなどで法的認定が進んでいる。
- (ii) 政策不履行に対する訴訟: 国がパリ協定に基づく国別目標や国内の環境法や判例に違反しているとして、政策の強化を求める訴訟。
- (iii) 化石燃料関連事業の差し止め訴訟: 炭鉱や油田、パイプラインや火力発電などの新規の化石燃料事業に対して、環境影響評価 (EIA) や国際的な削減目標との整合性の観点から反対する訴訟。
- (iv) グリーンウォッシュ訴訟: 企業の誤解を招く広告や ESG 報告に対する訴訟。透明性や情報開示義務が問われている。
- (v) 科学的因果関係に基づく訴訟: 気象帰属 (アトリビューション) 研究などを活用し、特定の災害と特定の企業の排出の因果関係を証明しようとする試み。
- (vi) 適応や損失・損害に関する訴訟: 海面上昇や異常気象の影響を受けた地域社会が、政府の気候変動対策の不備に対して責任を問う訴訟。

その上で報告書は、化石燃料事業の停止や制限を求める訴訟、パリ協定に基づく削減目標を十分に国内法に反映させない政府に対す

る訴訟、そして、政府や企業に対し気候被害に対し責任を負わせる訴訟など7つを重要なテーマとして取り上げている。ここでは、その内、技術的な内容に着目し、スコープ3の検討の必要性を指摘したケースと、気象帰属研究の可能性について紹介する。

### ●環境影響評価(EIA)における

#### スコープ3の評価の必要性

2024年6月、英国最高裁判所は、石油採掘事業のEIAには、最終的に採取された燃料の燃焼によって生じるスコープ3の温室効果ガス排出量を含める必要があるとの判決を出した（フィンチ判決）。最高裁は、このような排出は石油生産の不可避かつ関連性のある影響であると認定し、下級審の判断を覆した。これを受け、2024年9月のホワイトヘブンのケースでは、高等法院がフィンチ判決を適用し、カンブリア州での新規炭鉱計画の政府承認を取り消した。裁判所は、代替供給による排出量ゼロとの開発業者の主張を退け、この種の主張には厳格な審査が必要とした。両判決は、EUのEIA指令に基づく英国のEIA規則が、化石燃料事業におけるスコープ3排出の考慮を義務付けることを明確にした。

将来、スコープ3の排出も考慮に入れた温暖化の評価をするということになれば、日本でも、例えば、アンモニア混焼火力のEIAでは、生産過程や輸送過程で排出される温室効果ガスも考慮に入れることが必要になる。

### ●気象帰属研究の可能性

気象帰属研究は、特定の気象事象やその他の影響に対して、人為的な気候変動がどの程度影響したかを検証する気候科学の一分野である。高度な気候モデルや統計分析を用いて、熱波、干ばつ、洪水、森林火災などの事象の発生確率や強度について、気候変動がどの程度影響したかを特定する。この気象帰属研究は気候訴訟において中心的役割を果たしつつ

ある。報告書は、近年では、緩和義務や気候変動に関する責任をめぐる訴訟が急増しており、より精緻かつ包括的な影響帰属・原因帰属研究からの証拠が利用されているとしている。具体的には以下のように活用されてきている。

(i)訴訟における証拠提供：気象帰属研究は、気候変動と特定事象との関連、場合によっては特定の主体がその事象に寄与した役割を示すことで、気候訴訟に重要な証拠を提供する。

(ii)責任の立証：気象帰属研究による証拠は、政府や企業が気候変動とその影響に寄与したことについて、法的責任を確立するために利用される。

(iii)極端事象への影響度：訴訟はしばしば極端気象の事象に焦点を当てる。気象帰属研究は、極端事象の頻度や強度が気候変動によってどの程度影響を受けたかを明らかにする。

(iv)原因帰属（ソース・アトリビューション）：気象帰属研究は温室効果ガス排出の発生源の特定にも役立ち、気候変動の原因となっている特定の産業や企業を訴訟対象とすることを可能にする。

日本でも気象帰属研究に対する取り組みが強化されつつある。東京大や京都大の研究者らが本年5月、国内で発生する異常気象について、地球温暖化がどう影響を及ぼしたのかを迅速に分析する「極端気象アトリビューションセンター（WAC）」を発足させた。すでに活動を開始し、本年6月中旬や7月下旬の猛暑は人為的温暖化が要因だと発表した。

最後に、UNEPの報告書は、「気候訴訟はこれまでのニッチな法分野から、気候ガバナンスと環境正義の中核的な柱へと進化してきた。そして、気候訴訟は気候危機への対応における国家や企業の責任を解釈するうえで、ますます決定的な役割を果たしていくことになる」と結論付けている。

## 経営者「環境力」クラブ勉強会

事務局

7月16日（水）に都内会場及びオンラインにて、経営者「環境力」クラブ総会・勉強会を開催しました。

持続可能な社会の実現に向けた有効な政策としてサーキュラーエコノミーが期待されています。そこで、サーキュラーエコノミー政策の概要と、その取組を進めるにあたり、経営者に求められる7つの「環境力」の大切さをお話いただきました。

### 「サーキュラーエコノミー政策の動向から考える環境経営と環境力」

講師：田崎 智宏 氏（国立環境研究所資源循環社会システム研究室長）

#### 1. サークュラーエコノミーとは？ ～多様な理解に注意する～

- ・「サーキュラーエコノミー」も「循環型社会」も、どこに着目するかにより多様な観点から捉えられている。
- ・欧州委員会（EU）は、静脈産業（廃棄物処理）だけでなく、動脈産業も関わる「循環の輪」全体を考えるものであるべきとの考えの下、2015年にサーキュラーエコノミーのアクションプランを作成。
- ・EUの取組は、国際競争における資源確保やEUの価値ある製品やサービスへの評価の必要性がベースにあり、経済戦略としてルール・メイキングも狙っている。
- ・日本の「循環型社会」政策は環境規制をベースに、モノの廃棄段階を中心に考えられており、コンプライアンス遵守を目指す傾向がある。他方、「サーキュラーエコノミー」は産業振興政策をベースとし、製造段階を含めた製品の全ライフサイクルに着目して、環境に配慮した新しいビジネス機会をつくるものといえる。サーキュラーエコノミーを実現するためには、個々の会社の取組を越えた社会転換（トランジション）を前提とする認識が大切である。
- ・サーキュラーエコノミーの定義には200以上のものが国際的に存在しているが、環境と経済を両立させる手段であるという点は共通性が高い。これに加えて地方創生や質の高い暮らしの実現までも視野に入れることもある。
- ・Narrowing loops（資源の利用量を減らす）、Slowing loops（長く使う）、Closing loops（資源を循環させる）、Value added（価値を生み出す）というサーキュラーエコノミーの取組は、環境保全、経済・社会の持続的繁栄という大きな目標に向けた取組の入口となる。扱う案件や取り組む人々が大事にすることは異なるが、社会全体の大きな目標を俯瞰して複眼的にとらえ、貢献できることを見極めることが大切である。＜俯瞰力＞
- ・サーキュラーエコノミーへの転換（トランジション）には少なくとも20年程度の時間がかかると考えられており、将来を見据えて、段階的に取り組む戦略が必要である。＜戦略力＞

#### 2. 何に着目して取り組むか？ ～指標の動向から考える～

- ・指標は、目標を踏まえて焦点を絞りデータを切り取るものであり、指標を使うことにより情報

量が減り、意思決定がし易くなる。

- 新しい状況に合わせ、最新の知見を基にしたサーキュラーエコノミー指標の開発が進んでいる。認識を更新していくことが大切。＜更新力＞
- 例えば、従来の出口側（アウトフロー）でのリサイクル率に着目した指標から、入口側（インフロー）でのリサイクル材の利用率に着目した指標にシフトしつつある。
- また、様々なフットプリントに着目し、バイオ起源資源の利用やその社会影響も踏まえ、環境影響の削減を測る指標も増えてきている。(Narrowing the loop)
- 回収・維持される付加価値や素材価値に着目する指標も注目されている。(Closing/Slowing the loop)

### 3. プラスチックの問題は単純ではない ～複数の目標と手段を～

- プラスチックの使用量は膨大であり、その影響は、上流の資源調達問題と下流のプラ汚染問題へと連鎖する。生産抑制と製品改善、リサイクル、環境中への流出防止を組み合わせ、全ライフステージで対策を行う必要がある。
- プラスチック問題は複合問題なので、対策としては、リデュース、リサイクル・代替素材の使用促進、収集・回収活動の促進を有効な形で組み合わせる（ポリシーミックス）必要がある。

#### ＜複合力＞

- 企業の取組でいえば、1) リサイクルすることとリサイクル材を使用することを両輪として進め、2) プラ素材と代替素材の両方の環境負荷を評価して素材を選び（バイオマス資源は要注意）、3) 用途と廃棄のされ方を考慮して、場合によっては生分解性プラを選択し、誤解を招く不適切な宣伝はしないことが求められる（海洋生分解性プラスチックのしっかりした評価手法は未成熟）。

### 4. 実直な取組で前進

- 大企業を中心にサステナビリティに関する企業情報開示の圧力がかかっているが、間違った情報は信用を失うことになる。正確なデータの開示に対応できる企業内リソース（人材・能力）の限界や、何が問題かという認識が人によって異なること（認知ギャップ）をふまえつつ、実直な取組をすることが求められる。
- サーキュラーエコノミーの分野でも、温室効果ガス排出量算定のための分類であるスコープ1、2、3のようなものを作ろうというGCP（グローバル・サーキュラー・プロトコル）の動きがある。今年のCOPでの公表を目指し、WBCSDを中心に作業中。現時点ではまずCTIをベースに、自社の循環性を計測できるような体制づくりが大事だろう。
- このような動向においては、サーキュラーエコノミーは単なる法令順守にとどまらず、企業にとってのリスクと機会をもたらすものである。このような機会を活かすうえでは、サーキュラーエコノミーの取組を企業価値に翻訳して説明・発信することが重要である。＜説明力＞
- トランジションの取組を進めるためには、まず計画し、周囲を説得し、一つの企業を越えて仲間を集め、実践に持っていく必要がある。＜連携力＞
- ひとり一人が、自分たちの貢献できるポイントを特定して着実に取組を進めることが大切である。＜実践力＞

（文責：事務局）

## 環境文明社会づくり あれこれ(49)

### 源流(49)

今から半世紀以上も前の日本の激甚公害に、国を挙げて取り組み成功した要因を、前回①～⑦まで挙げたが、その各々について私の経験から、要点のみごく簡単に説明する。

①については、戦争の厳しい痛手からようやく脱し、人口の増加・都市化とともに経済の近代化や高度成長が始まった矢先に、京浜、阪神などの大都市での空を覆うスモッグや河川等の水質汚濁、さらに四日市、千葉・市原、水島、鹿島などの地方新興工業都市で初めて経験するコンビナート公害。加えてハイスピードの移動を誇る東海道新幹線、高速自動車道路、大型飛行場などの出現による各種交通公害の激しさに、周辺住民は驚き、怒り、団結し、役所や工場・事業場などに多数で押しかけ、職員や社員と激しくもみ合う姿が、日本の各所で見られた。当時は労働組合の若年層も多く、エネルギーに満ちて激しいもので、新設の環境庁にもたびたび押しかけた。静岡県の田子の浦がヘドロを含む製紙工場排液で埋まった際には、100艘近い漁船が「海上デモ」を繰り

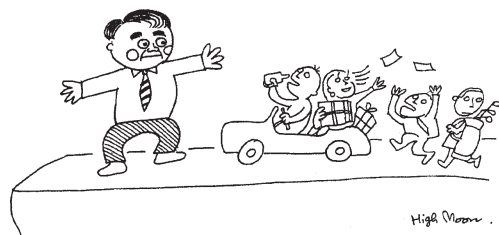
広げ、強い抗議の意思を行動で示した。

今日の気候や生物界の危機においては、水俣病や四日市ぜんそくのように容易に怒りをぶつけられる“悪役”が身近にいるわけではない。強いて探せば、80億人の人間（もちろん程度には大きな差があるが）による経済活動全般になってしまう。しかし、高温、大雨、洪水、山火事などによる死傷者や家屋、山林等の損害はすでに甚大であるにもかかわらず、被害者の多くは、「これは天災だからしょうがない」と思っているのか、行政や企業団体等に対するまとまった怒りや抗議行動は、今のところ日本では見当たらない。「デモひとつだに無きぞ悲しき」状態が30年近く続いている。

②公害被害に対する怒りの矛先は、通常、まず市役所に向かう。当時は、主として市の衛生課あたりが対応するが、被害住民たちの怒りを鎮めることは不可能。そこで市は、被害調査を実施し、公害防止条例をつくり、審議会を立ち上げ、さらに上級官庁である県や中央省庁（当時は厚生、農林水産、通産、運輸など）への陳情に向かうのが当時

加藤 三郎

の常道。しかしここでも全くラチがあかない。そこで市長や知事の主導の下、独自対策を始める。私が若い時に経験した四日市市が典型的な先進例である。まず市長が、そして知事が最前線に立ち、住民からの強い圧力の下で、次々と新施策を打ち出し始める。この辺のことは、四日市市政史の諸資料や、三重大学の朴恵淑教授の四日市公害に関する一連の著書に詳しいが、私が直接見聞きした主なものだけ挙げても、公害患者の医療費の無料化（'65年）、テレメーター方式による大気汚染常時監視（'66年）、公害患者のコンビナート企業に対する公害訴訟（'67年）、市がコンビナート企業と公害防止協定締結（'69年）、三重県が条例により大気、水質についての「上乘せ(国の基準より強い)」規制（'72年）、そして津地裁四日市支部による極めて画期的な四日市公害損害賠償請求に対する判決（'72年）などである。これらの先行施策は、公害に苦しむ他の自治体だけでなく、国の公害行政の強化を強く促すものになった。



# 日程のお知らせ

## ●環文サロン

日時 2025年10月3日(金)16:00-17:00  
オンライン開催

## ●エコサロン大阪(関西グループ)

次回の会合について、日時、場所、内容は許斐(このみ)さんにご連絡ください。  
(tomato331.konomidaisy@gmail.com)

### 環境文明 21 の主な動き (8月)

- 8月 1日 環文サロン開催
- 8月 27日 グリーン連合幹事会に藤村代表参加



### 「熱闘甲子園」

今年も暑い甲子園が終わった。自分は野球ファンである。というより、巨人ファンだ。だから正直言って高校野球の勝敗には興味はない。しかし、最近の夏の高校野球の運営をみていると違和感を覚えてならない。猛暑対策で1回戦は午前中と夕方以降しかやらないという。とはいえ、朝から充分暑いのだ。NHKのお天気キャスターが「屋外での運動は控えて」というのに、しっかりやっているのはなぜだろう?しかも、決勝戦は午前8時半ならず10時から開始するとは?この先、兵庫県西宮市(甲子園球場のあるところ)あたりが40℃を超えるようになって、一部世論とそれに支えられたオールドメディアは「やっぱり夏は甲子園だよな!」ということで、このスタイルを続ける気なのだろうか。早く甲子園球場をドーム化し、そのドタバタでタイガースの勢いが留まることを期待したい。

(町会役員 風見 章二)

### 「みんなのページ」へのご投稿をお待ちしています

メール(kaihou@kanbun.org)または郵送でお送りください。  
※文字数の規定は特にございませんが400字~1200字の間としていただけますと幸いです。

# うらかた日記 抄

■小学生の夏休み。現在の暑さではとても日中に外では遊べず、息子は平日昼間は1日中家で過ごしています。そんな中で参加できた行事をご紹介。まずは朝のラジオ体操。学区の3つの町会が日をずらして開催してくれ、息子は雨天以外全て参加。すいか割り企画してくれた町会もあり、朝の公園にたくさんの子供が集まりとても盛り上がりました。また、町会主催のラジオ工作にも参加させていただきました。はんだ付けなどなかなか経験できないことを経験、そして音声が聞こえた時は皆、とても嬉しそうでした。所属のPTAでは夕方に「おそうじ散歩」を企画。役員以外誰も来ないのでは…と心配していましたが、予想以上に参加者が。ちなみにタウンニュースにも掲載されました。他にも子ども達を楽しむことができれば…私が専業主婦で学校の空き教室でも使えればできることが…など思うこともあります。結局、必要で、そして不足しているのは担い手と場所(エアコン完備で自由に使うことができる)かなと思う今日この頃です。(M)

■戦後80年でTV特番や関連映画も多かった今年の夏。私も「木の上の軍隊」「日本の一番長い日」「火垂るの墓」の三作品を鑑賞。一兵卒、軍部、孤児と異なる視点から戦争が描かれていましたが、戦争は人を狂わせ、その影響は最も弱い人に及ぶ、だから「絶対に戦争を始めてはいけません!」と改めて深く思った次第です。/外房線に乗って「涼しい街」として有名になった勝浦に。しかし乗り場は東京駅の端の端、現地の観光地行のバスは2時間に1本、タクシーはまばら、時間待ちしたくても店は「準備中」。海風は心地良く住むにはいい所ですが、電車での観光には不向きな場所です! /酷暑でウォーキングがままならない所長、職場近くの公共施設の体操教室へ。コーチには「かわいいですね」、田園調布の御婦人方からは「お若いですね」と、人気者になりそうです。/7月23日国際司法裁判所が、国家は気候変動対策を取る義務があるという勧告的意見を公表。特に石炭火力推進やこれらに補助金を付ける政府の行為は国際法に違反することが明確に。この勧告的意見をどう生かしていくか、知恵の絞りどころです。(コ)

お知らせ

## 目次(33巻9号)

### 今月のテーマ: 気候訴訟

#### 【風】

黙ってはいけません! ? .....藤村コノエ 1

#### 【ながれ】

国際司法裁判所が明らかにした「気候変動に関する国の責任」—日本の対策も見直しが必要に—浅岡美恵 3  
国際司法裁判所勧告的意見の気候訴訟への影響  
.....明日香壽川 5

気候訴訟の世界的動向.....森秀行 7

#### 【報告】

経営者「環境力」クラブ勉強会.....事務局 9

#### 【環境文明社会づくり、あれこれ】

.....加藤三郎 11

#### 【うごき】

.....12

## 環境と文明

### 2025年9月号

2025年9月16日発行  
第33巻 第9号 通巻384号

発行所: 〒145-0071 東京都大田区田園調布2-24-23  
ハイツ DORIKONO 301  
認定NPO法人 環境文明 21  
TEL 03-5483-8455 FAX 03-5483-8755  
E-mail: info@kanbun.org  
URL http://www.kanbun.org/

年会費: 9,600円(正会員・賛助個人会員・購読)  
郵便振替口座 00220-1-51770  
ゆうちょ銀行 〇二九(ゼロニキュウ)店 当座 0051770  
取引銀行 三菱UFJ銀行 武蔵小杉支店 普 3973465

発行人・編集人: 藤村コノエ 印刷所: 株式会社大川印刷